

鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、鳥取県立青谷高等学校の青谷上寺地遺跡学習等を履修するため、県外から留学を希望し、青谷地域等へ下宿しながら通学する生徒に対して、就学期間中の生活を支援することにより、将来の地元就労や地域貢献など、青谷上寺地遺跡を活用した地域の振興につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取県立青谷高等学校に在学する鳥取県外出身の生徒であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「県外留学生」という。）の保護者又は主たる生計維持者とする。

(1) 鳥取市内に居住し通学する者

(2) 在学中に青谷上寺地遺跡に係る学習を継続して履修する者であって、次に掲げる条件を満たすもの

ア 1年次においては「産業社会と人間」を履修すること。

イ 2年次においては「青谷学Ⅰ」の文学歴史グループを履修すること。

ウ 3年次においては「青谷学Ⅱ」の文学歴史グループ又は「弥生文化探究」のいずれか又は両方を履修すること。

2 県外留学生が、前項第1号に規定する鳥取市外に下宿する場合において、やむを得ない理由によるものと市長が認める場合は、本補助金の交付の対象とすることができる。

(補助金の額)

第4条 本市は、前条の要件を満たす県外留学生の保護者又は主たる生計維持者に対し、県外留学生の生活に要する費用（交付決定のあった日の属する年度の居住費（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定に基づき非課税とされる土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付けに関する費用）に係るものに限る。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 交付額は、県外留学生 1 人につき月額 1 万円とする。ただし、月の途中で下宿先を退去又は下宿先に入居した場合は、退去した日の前日まで又は入居した日からの日数を日割り計算して得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（補助対象期間）

第 5 条 本補助金の対象となる期間は、1 人の県外留学生につき正規の就学年限である入学後 3 年間を上限とする。

（交付の申請）

第 6 条 本補助金の交付申請は、毎年度 4 月 20 日までに行わなければならない。

- 2 規則第 4 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金事業計画書（様式第 1 号）に、鳥取県立青谷高等学校長及び下宿先責任者の確認署名を受けたものとする。

（概算払）

第 7 条 規則第 11 条第 1 項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の 2 割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第 9 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

（補助金の請求）

第 10 条 本補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める日までに、鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金交付請求内訳書（様式第 2 号）を添付して鳥取市に請求するものとする。

- (1) 4 月分から 7 月分まで 8 月 5 日
- (2) 8 月分から 11 月分まで 12 月 5 日
- (3) 12 月分から翌年 3 月分まで 翌年 3 月 31 日

(実績報告)

第 1 1 条 本補助金に係る事業は規則第 1 2 条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、実績報告の提出を要しない。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金事業計画書

補助金額	10,000円×12月＝120,000円
生徒氏名	
学年	第（ ）年次
履修コース等	文学歴史グループ 弥生文化探究
下宿先の 住所及び名称	住所 名称

※ 1 年次生については履修コース等の記載は不要。

【申請確認】

確 認 者	鳥取県立青谷高等学校	
	校長	印
	下宿先責任者 氏名	印

様式第 2 号（第 8 条関係）

鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金交付請求内訳書

生徒氏名	
学年	第（ ）年次
下宿先の 住所及び名称	住 所 名 称
補助金請求の期間 （下宿の期間）	年 月 分 ____日 から ____日まで 年 月 分 ____日 から ____日まで 年 月 分 ____日 から ____日まで 年 月 分 ____日 から ____日まで
補助金請求額	円
上記について、相違ないことを確認する。 年 月 日 鳥取県立青谷高等学校長 ㊟ 下宿先責任者（賃貸物件の貸主等） 住 所 氏 名 ㊟	